

三 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案

				<p>（相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第五条の七 法第四十一条第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	
第八百三十五條第一項	本店	主たる事務所		
第八百三十六條第一項	株主又は設立時株主	社員		
	株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、	社員が取締役、監査役、執行役又は清算人		

現行

				<p>（相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第五条の七 法第四十一条第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六條第一項及び第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	
(新設)	(新設)	(新設)		
第八百三十六條第一項	株主又は設立時株主	社員		
	株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、	社員が取締役、監査役、執行役又は清算人		

	第九百三十七 条第一項（第 一号トに係る 部分に限る。 ）	又は当該設立時株主 が設立時取締役若し くは設立時監査役	主たる事務所
支店	第九百三十条第二項 各号	保険業法第六十四条 第三項において準用 する第九百三十条第 二項各号	従たる事務所

（相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の  
読替え）

第十条の二（削る）

	第九百三十七 条第一項（第 一号トに係る 部分に限る。 ）	又は当該設立時株主 が設立時取締役若し くは設立時監査役	主たる事務所
支店	第九百三十条第二項 各号	保険業法第六十四条 第三項において準用 する第九百三十条第 二項各号	従たる事務所

（相互会社に関する登記について準用する会社法等の規定の読  
替え）

第十条の二 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記  
について会社法第九百八条第一項、第九百九条及び第九百十  
の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替  
えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百八条第 一項、第九百 九条及び第九	この法律	保険業法

法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合においては、同法（第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十八条から第五十三条までを除く。）の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第五項	営業所（会社にあつては、本店）	主たる事務所
第二十七条	商号の登記は、 商号が 商号と 営業所（会社にあつては、本店。以下こ	名称の登記は、 名称が 商号又は名称と 主たる事務所

2| 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	百十條
第一条の三	営業所	事務所	
第十二条第一項	会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）	



	(削る)		(削る)		(削る)		(削る)
(削る)							
(削る)							

第十五条において準用する第八十三条第三項	本店	第二十四条各号	所	第二十四条各号(保
第十五条において準用する第八十二条第三項	本店	第二項各号	第三項において準用する会社法第九百三十条第二項各号	
第十五条において準用する第八十二条第二項	前項	第二十四条各号	第二十四条各号(保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	
第十五条において準用する第八十二条第三項	本店	第二十四条各号	第二十四条各号(保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	
第十五条において準用する第八十二条第三項	本店	前項	所	所
第十五条において準用する第八十二条第三項	本店	前項	所	所

(削る)							
(削る)							
(削る)							

一 項	第十五条において準用する第八十三条第二項	本店	陰業法第六十七条において準用する場合を含む。)
第十七条第二項第一号	本店 商号	名称	
第十七条第三項及び第二十条第三項	支店	従たる事務所	
第二十一条第一項	商号	名称	
第二十四条第一号	営業所	事務所	
第二十四条第十三号から第十五号まで	商号	名称	
第二十五条第三項	本店	主たる事務所	



2	法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について 商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条におい	第五十四條第 二項第三号	第二項各号	第三項において準用 する会社法第九百三 十條第二項各号
		第五十五條第 一項	同法第三百三十七條 第一項	保險業法第五十三條 の七において準用す る会社法第三百三十 七條第一項
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	第四百十八條	この法律に この法律の	保險業法に 同法の	

(新設)	第五十四條第 二項第三号	第二項各号	第三項において準用 する会社法第九百三 十條第二項各号
	第五十五條第 一項	同法第三百三十七條 第一項	保險業法第五十三條 の七において準用す る会社法第三百三十 七條第一項
	第三百三十八條 第一項	本店	主たる事務所
	第三百三十八條 第二項	支店	従たる事務所
	第四百十八條	この法律に この法律の	保險業法に 同法の



二項	第八十二条第 本店	所	本店又は主たる事務 所
三項	第七十八条第 第二十四条各号	所	第二十四条各号（保 険業法第六十七条に おいて準用する場合 を含む。）
一項	第七十八条第 持分会社	所	相互会社
一項	第五十一条第 本店	所	主たる事務所
項	第五十条第四 支店	所	従たる事務所
項	第五十条第三 会社	所	相互会社
項	第五十条第三 本店	所	主たる事務所
項	第五十条第二 支店	所	従たる事務所
項	第五十条第二 本店	所	主たる事務所
十 三 十	第四十九条第 本店	所	主たる事務所
十 三 十	第三項及び第五 支店	所	従たる事務所
十 三 十	十 支店	所	相互会社
十 三 十	十 支店	所	相互会社

<p>第一項第一号</p>	<p>第八十三条第二項</p>		<p>第八十三条第一項</p>	<p>第八十二条第三項</p>	
<p>第五号</p>	<p>本店</p>	<p>第二十四条各号</p>	<p>本店</p>	<p>第一項</p>	<p>前項</p>
<p>第五号（これらの規定を保険業法第六十</p>	<p>所 本店又は主たる事務</p>	<p>第二十四条各号（保険業法第六十七条において準用する場合を含む。）</p>	<p>所 本店又は主たる事務</p>	<p>同条第三項において準用する第八十条又は前条</p>	<p>所 本店又は主たる事務</p>
				<p>第三項において準用する第一項</p>	<p>所 本店又は主たる事務</p>
				<p>第八十条又は前条</p>	<p>所 本店又は主たる事務</p>
				<p>第一項</p>	<p>所 本店又は主たる事務</p>
				<p>第八十二条第三項</p>	<p>所 本店又は主たる事務</p>

	七条において準用する場合を含む。）
--	-------------------

(保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え)  
 第十一条の四 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四条の二第一項並びに第七十四条第一項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第四十四条の二第一項	定款	第七十七条第一項の決議	読み替える字句
第七十四条第一項及び第二項	(削る)	相互会社	組織変更をする株式会社	読み替えられる字句
第七十四条第三項	(削る)	保険契約者	総代	読み替える字句
第七十四条第一項及び第二項	(削る)	これらの規定	第七十五条第三項及	これらの規定(同法)

(保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え)  
 第十一条の四 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四条の二第一項並びに第七十四条第一項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第四十四条の二第一項	定款	第七十七条第一項の決議	読み替える字句
第七十四条第一項	(削る)	相互会社	組織変更をする株式会社	読み替えられる字句
第七十四条第二項	(削る)	保険契約者	総代	読み替える字句
第七十四条第三項	(削る)	これらの規定	第七十五条第三項及	これらの規定(同法)



3 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四条第三項の規定を準用する場合における同項にお	項	第三百十條第 六項	株式会社	組織変更をする株式 会社（組織変更後に あつては、組織変更 後相互会社（保険業 法第六十九條第四項 第一号に規定する組 織変更後相互会社を いう。以下この条に おいて同じ。）
	第三百十條第 七項	株式会社の営業時間	本店	本店（組織変更後に あつては、組織変更 後相互会社の主たる 事務所）

3 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四条第三項の規定を準用する場合における同項にお	項	第三百十條第 六項	株式会社	組織変更をする株式 会社（組織変更後に あつては、組織変更 後相互会社（保険業 法第六十九條第四項 第一号に規定する組 織変更後相互会社を いう。以下この条に おいて同じ。）
	第三百十條第 七項	株式会社の営業時間	本店	本店（組織変更後に あつては、組織変更 後相互会社の主たる 事務所）

いて準用する会社法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

第七十条並びに第七十一条	読み替える会社法の規定	第六十八条第一項	二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあつては、一週間（当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））	読み替えられる字句	二週間	読み替える字句
第七十条並びに第七十一条	読み替える会社法の規定	第六十八条第一項	二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあつては、一週間（当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））	読み替えられる字句	二週間	読み替える字句

いて準用する会社法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

第七十条並びに第七十一条	読み替える会社法の規定	第六十八条第一項	二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあつては、一週間（当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））	読み替えられる字句	二週間	読み替える字句
第七十条並びに第七十一条	読み替える会社法の規定	第六十八条第一項	二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあつては、一週間（当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））	読み替えられる字句	二週間	読み替える字句

第一項及び第二項	
第七十五条第三項	<p>發起人は</p>
<p>組織変更をする株式会社（組織変更後にあっては、組織変更後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条並びに第八十一条第二項及び第三項において同じ。）。次条第四項及び第五項において同じ。）は</p>	<p>組織変更をする株式会社の本店（組織変更後にあっては、組織変更後相互会社の主たる事務所。同条第四項において同じ</p>

第一項及び第二項	
第七十五条第三項	<p>發起人は</p>
<p>組織変更をする株式会社（組織変更後にあっては、組織変更後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条において同じ。）。次条第四項において同じ。）は</p>	<p>組織変更をする株式会社の本店（組織変更後にあっては、組織変更後相互会社の主たる事務所。次条第四項において同じ</p>

第七十八條		第七十六條第 五項	第七十六條第 四項	第七十五條第 四項			
設立時株主から	発起人	間 発起人が定めた時	設立時株主	が定めた場所	発起人が定めた時 間	設立時株主	
総代から 会社	組織変更をする株式 会社	株式会社の営業時間	保険契約者	の本店	組織変更をする株式 会社の営業時間（組 織変更後においては 、組織変更後相互会 社の事業時間。同項 において同じ。）	保険契約者（組織変 更後においては、組 織変更後相互会社の 社員。次条第五項に おいて同じ。）	）

第七十八條		第七十六條第 五項	第七十六條第 四項	第七十五條第 四項			
設立時株主から	発起人	間 発起人が定めた時	設立時株主	が定めた場所	発起人が定めた時 間	設立時株主	
総代から 会社	組織変更をする株式 会社	株式会社の営業時間	保険契約者	の本店	組織変更をする株式 会社の営業時間（組 織変更後においては 、組織変更後相互会 社の事業時間。次条 第五項において同じ 。）	保険契約者（組織変 更後においては、組 織変更後相互会社の 社員。次条第五項に おいて同じ。）	）

第八十一条第二項	設立時株主の株式会社の成立後にあっては、当該株式会社。次条第二項において同じ。	組織変更後には、組織変更後相互会社	第八十一条第三項	設立時株主（株式会社の成立後）は、その株主及び債権者。次条第三項において同じ。	保険契約者及び債権者（組織変更後）は、組織変更後相互会社の社員及び債権者。次条第三項において同じ。	発起人が定めた時間（株式会社の成立後）	組織変更をする株式会社の営業時間（組
----------	---	-------------------	----------	---	---	---------------------	--------------------

第八十一条第二項	設立時株主の株式会社の成立後にあっては、当該株式会社。次条第二項において同じ。	組織変更後には、組織変更後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条において同じ。）	第八十一条第三項	設立時株主（株式会社の成立後）は、その株主及び債権者。次条第三項において同じ。	保険契約者及び債権者（組織変更後）は、組織変更後相互会社の社員及び債権者。	発起人が定めた時間（株式会社の成立後）	組織変更をする株式会社の営業時間（組
----------	---	--	----------	---	---------------------------------------	---------------------	--------------------



)	
支店	二項各号
従たる事務所	

(組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合に  
いて準用する商業登記法等の規定の読替え)  
第十二条の五 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変  
更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について商業  
登記法第八十九条(第一号から第四号までに係る部分に限る。  
)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え  
は、次の表のとおりとする。

読み替える商 業登記法の規 定	第八十九条第 二号	読み替えられる字句	読み替える字句
	会社法第七百九十六 条第一項本文又は第 二項本文	同条第三項	保険業法第九十六条 の五第三項において 準用する会社法第七 百九十六条第一項本 文又は第二項本文
		同条第三項	保険業法第九十六条 の五第三項において 準用する会社法第七 百九十六条第一項本 文又は第二項本文

)	
支店	二項各号
従たる事務所	

(組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合に  
いて準用する商業登記法等の規定の読替え)  
第十二条の五 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変  
更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について商業  
登記法第八十九条(第一号から第四号までに係る部分に限る。  
)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え  
は、次の表のとおりとする。

読み替える商 業登記法の規 定	第八十九条第 二号	読み替えられる字句	読み替える字句
	会社法第七百九十六 条第一項本文又は第 二項本文	同条第三項	保険業法第九十六条 の五第三項において 準用する会社法第七 百九十六条第一項本 文又は第二項本文
		同条第三項	保険業法第九十六条 の五第三項において 準用する会社法第七 百九十六条第一項本 文又は第二項本文

第九十九条第三号	会社法第七百九十九 条第二項	百九十六条第三項
	同条第三項	保険業法第九十六条 の五第三項において 準用する会社法第七 百九十九条第二項 の五第三項において 準用する会社法第七 百九十九条第三項

2 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について会社法第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）	読み替えられる字句 株式会社が株式移転をする	読み替える字句 組織変更をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社が組織変更株式移転を
--------------------------------------	---------------------------	--

第九十九条第三号	会社法第七百九十九 条第二項	百九十六条第三項
		保険業法第九十六条 の五第三項において 準用する会社法第七 百九十九条第二項

2 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について会社法第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）	読み替えられる字句 株式会社が株式移転をする	読み替える字句 組織変更をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社が組織変更株式移転を
--------------------------------------	---------------------------	--

第九百二十五条第一号	第八百四十一条の株主総会	する
第九百二十五条第三号	第八百六条第三項	保険業法第九十六条の九第五項において準用する第八百四十一条の株主総会又は同法第八十六条第一項の社員総会（総代会を設けているときは、総代会）
第九百二十五条第五号	第八百十条	保険業法第八十八条の規定による手続が終了した日又は同法第九十六条の九第五項において準用する第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）

第九百二十五条第一号	第八百四十一条の株主総会	する
第九百二十五条第三号	第八百六条第三項	保険業法第九十六条の九第五項において準用する第八百四十一条の株主総会又は同法第八十六条第一項の社員総会（総代会を設けているときは、総代会）
第九百二十五条第五号	第八百十条	保険業法第八十八条の規定による手続が終了した日又は同法第九十六条の九第五項において準用する第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）

第九十条第五号	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>3 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	第九百二十五条第六号	二以上の株式会社が共同して株式移転	二以上の組織変更をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社が共同して組織変更株式移転
					二以上の株式移転をする株式会社	二以上の組織変更株式移転をする相互会社又は同法第九十六条の九第一項第九号の株式会社	

第九十条第五号	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>3 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	第九百二十五条第六号	二以上の株式会社が共同して株式移転	二以上の組織変更をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社が共同して組織変更株式移転
					二以上の株式移転をする株式会社	二以上の組織変更株式移転をする相互会社又は同法第九十六条の九第一項第九号の株式会社	

第九十条第七号	第九十条第六号				
株式移転完全子会社	株式移転完全子会社	株式移転完全子会社の本店	株式移転完全子会社の本店	株式移転完全子会社	う。)
組織変更株式移転をする相互会社又は保	組織変更株式移転をする相互会社又は保	組織変更株式移転をする相互会社又は保	組織変更株式移転をする相互会社又は保	組織変更株式移転をする相互会社又は保	九第一項第九号の株式会社
第三項	第三項	第三項	第三項	第三項	九第一項第九号の株式会社
同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項

第九十条第七号	第九十条第六号				
株式移転完全子会社	株式移転完全子会社	株式移転完全子会社の本店	株式移転完全子会社の本店	株式移転完全子会社	う。)
組織変更株式移転をする相互会社又は保	組織変更株式移転をする相互会社又は保	組織変更株式移転をする相互会社又は保	組織変更株式移転をする相互会社又は保	組織変更株式移転をする相互会社又は保	九第一項第九号の株式会社
第三項	第三項	第三項	第三項	第三項	九第一項第九号の株式会社
同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項	同法第八十六条第一項又は同法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項



第八十条第三号	第八十条第二号				第七十九条	読み替える商業登記法の規定	同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
		同条第三項	会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文	商号及び本店			
会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同	保険業法第六十五条の十二において準用する同法第六十	同条第二項	保険業法第六十五条の十一第一項本文	商号又は名称及び本店又は主たる事務所	同法第六十五号第一項第一号に規定する新設合併消滅会社	吸収合併消滅会社	読み替える字句

第八十条第三号	第八十条第二号				第七十九条	読み替える商業登記法の規定	同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
		同条第三項	会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文	商号及び本店			
会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同	保険業法第六十五条の十二において準用する同法第六十	同条第二項	保険業法第六十五条の十一第一項本文	商号又は名称及び本店又は主たる事務所	同法第六十五号第一項第一号に規定する新設合併消滅会社	吸収合併消滅会社	読み替える字句

<p>第八十条第六号</p>	<p>第八十条第五号</p>	
<p>当該場合に該当する場合は、第一項本文に規定する場合にあつては、同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、</p>	<p>本店</p>	<p>条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議</p>
<p>同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、</p>	<p>本店又は主たる事務所</p>	<p>五条の七第一項又は同法第六十五条の二十において準用する同法第六十五条の十七第一項の異議</p>

<p>第八十条第六号</p>	<p>第八十条第五号</p>	
<p>当該場合に該当する場合は、第一項本文に規定する場合にあつては、同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、</p>	<p>本店</p>	<p>条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議</p>
<p>同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、</p>	<p>本店又は主たる事務所</p>	<p>五条の七第一項又は同法第六十五条の二十において準用する同法第六十五条の十七第一項の異議</p>

第八十条第八号	第八十条第七号	
<p>会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において</p>	<p>総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続</p>	<p>ことを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）</p>
<p>保険業法第六十五条の七第一項又は第六十五条の十七第一項の異議</p>	<p>相互会社</p> <p>保険業法第六十五条の十六第一項の規定による吸収合併契約の承認</p>	<p>相互会社</p>

第八十条第八号	第八十条第七号	
<p>会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において</p>	<p>総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続</p>	<p>ことを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）</p>
<p>保険業法第六十五条の七第一項又は第六十五条の十七第一項の異議</p>	<p>相互会社</p> <p>保険業法第六十五条の十六第一項の規定による吸収合併契約の承認</p>	<p>相互会社</p>

第八十一条第五号	第八十一条第五号		第八十一条第三号	
第六号	第八十一条第六号	本店	第十二号まで	準用する場合を含む。 。の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議
一項及び第三項	会社法第八百四条第一項及び第三項	所 本店又は主たる事務所	第十二号まで又は保険業法第六十五条第八号、第九号及び第十一号から第十三号まで	
五項	保険業法第六十五条の三第一項及び第五項			

第八十一条第五号	第八十一条第五号		第八十一条第三号	
第六号	第八十一条第六号	本店	第十二号まで	準用する場合を含む。 。の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議
一項及び第三項	会社法第八百四条第一項及び第三項	所 本店又は主たる事務所	第十二号まで又は保険業法第六十五条第八号、第九号及び第十一号から第十三号まで	
五項	保険業法第六十五条の三第一項及び第五項			

第八十一条第七号	持分会社	総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）
	相互会社	保険業法第六十五条の十六第一項の規定による新設合併契約の承認
第八十一条第八号	持分会社	会社法第八十条第二項（第三号を除き、同法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第八十条第三項（同法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又
	相互会社	保険業法第六十五条の七第一項又は第六十六条の十七第一項の異議

第八十一条第七号	持分会社	総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）
	相互会社	保険業法第六十五条の十六第一項の規定による新設合併契約の承認
第八十一条第八号	持分会社	会社法第八十条第二項（第三号を除き、同法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第八十条第三項（同法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又
	相互会社	保険業法第六十五条の七第一項又は第六十六条の十七第一項の異議

第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項
は合同会社にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議	吸収合併後存続する会社	新設合併により設立する会社	本店	(削る)	(削る)	本店	(削る)	本店又は主たる事務所	(削る)
吸収合併後存続する株式会社若しくは相互会社	吸収合併後存続する株式会社若しくは相互会社	新設合併により設立する株式会社若しくは相互会社	本店又は主たる事務所	(削る)	(削る)	本店又は主たる事務所	(削る)	本店又は主たる事務所	(削る)

第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項	第八十二条第一項
は合同会社にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議	吸収合併後存続する会社	新設合併により設立する会社	本店	第二項	第二項	本店	第二項	本店又は主たる事務所	第二項
吸収合併後存続する株式会社若しくは相互会社	吸収合併後存続する株式会社若しくは相互会社	新設合併により設立する株式会社若しくは相互会社	本店又は主たる事務所	第二項(保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	第二項(保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	本店又は主たる事務所	第二項(保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	本店又は主たる事務所	第二項(保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)

	第二十四条各号	第二十四条各号（保険業法第六十七条において準用する場合を含む。）
第八十三条第二項	本店	本店又は主たる事務所

（外国相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第三十条の三 法第二百十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合には、同法（第十二条第一項第一号、第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第二項、第四十四条第二項第二号、第五十一条第一項、第二百二十八条、第二百二十九条第一項第二号及び第三項並びに第三百三十条第一項を除く。）の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「日本における主たる店舗」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「代表者」とあるのは「日本における代表者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	第二十四条各号	第二十四条各号（保険業法第六十七条において準用する場合を含む。）
第八十三条第二項	本店	本店又は主たる事務所

（外国相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第三十条の三 法第二百十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合には、同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	第十二条の二 第五項	読み替える商 業登記法の規 定
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	営業所（会社にあつ ては、本店）	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	店舗 日本における主たる	読み替える字句

第十七条第二 項第一号	第十五条にお いて準用する 第二十四条第 一號	第十五条にお いて準用する 第二十四条第 一號	第十五条にお いて準用する 第二十四条第 一號	第一条の三 第十二条第一 項	読み替える商 業登記法の規 定
商号及び本店並びに 代表者の氏名又は名 称及び住所（当該代	商号	商号	営業所	営業所 会社更生法（平成十 四年法律第百五十四 号）	読み替えられる字句
名称及び日本におけ る主たる店舗（保険 業法第百八十七条第	名称	名称	事務所	事務所 金融機関等の更生手 続の特例等に関する 法律（平成八年法律 第九十五号）	読み替える字句



第三十三條第一項	第三十三條第一項	商号	營業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	營業所を	營業所の	商号	營業所	第四十四條第二項第二号	(削る)	(削る)	(削る)	商号又は名称の登記に	營業所の	商号	に	商号又は名称の登記	に	營業所（会社にあつては、本店）又は主たる事務所の	名称	日本における主たる店舗	日本における主たる店舗を	日本における主たる店舗の	名称	日本における主たる店舗	日本国内における事務所	(削る)

第三十三條第一項	第三十三條第一項	商号	營業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	營業所を	營業所の	商号	營業所	第四十四條第二項第二号	第百二十九條	本店	日本における主たる	營業所の	商号	日本における主たる店舗	日本における主たる店舗を	日本における主たる店舗の	名称	日本における主たる店舗	日本における主たる事務所	日本における主たる	名称	日本における主たる店舗	日本における主たる	事務所	日本における主たる	(削る)



一 項	第 五 十 一 条 第	十 三 号
	本 店	
店 舗	日 本 に お け る 主 た る	